

2015年12月6日

各位

日本労働弁護団

解雇自由法制に反対する皆さまの声をお寄せ下さい

現在、厚生労働省では、『日本再興戦略』改訂2015」及び「規制改革実施計画」に基づいて設置された「透明かつ公正な労働紛争解決システムの在り方に関する検討会」において、解雇の金銭解決制度の導入を検討しています。

日本労働弁護団は、不当解雇をなくすための取り組みが急務であること、不当解雇の被害に遭った労働者の職場復帰への道が確保されるべきことから、解雇の金銭解決制度の導入を阻止するための取組を進めています。

制度導入を阻止するためには、多くの皆さまの声を世に伝えることが不可欠と考え、これに反対する当事者の声を集約する事にしました。多くの皆さまお声を伝えるため、ご協力よろしくお願いします。

記

集約先 日本労働弁護団本部

◇FAX 03-3258-6790

メールアドレス robenopinion@gmail.com

***集約の関係上、できるだけメールでご回答いただけると助かります。**

***書面はワードファイル（本ファイル）等の文書ファイルでご送付下さい。**

***いただいた書面を当弁護団で活用させていただく可能性があります。**

◇分量 任意（150～800字程度を目安にお考え下さい）

期限（第1次〆切り） 2015年12月31日

記載例（12月4日に実施した「解雇自由法制に反対する働く者の総決起集会」より）

【元管理職Aさん】 50代 男性 正社員

49歳のころ、職場で希望退職者優遇制度が導入され、退職勧奨を受けました。悩んだ末、年齢的に再就職が難しいことや、中学生の子どもの教育のことを考え、退職勧奨には応じないことを決意しました。以後、何度も人事に呼び出され退職勧奨を受けましたが、断り続けました。その結果、関連会社への出向となりましたが、当時解雇の金銭解決制度が導入されていれば、自分は解雇されていた可能性があったと思います。

【マタハラ解雇被害者Bさん】 30代 女性 争議当事者

7年間正社員として働いてきましたが、妊娠・出産・育児休業後、正社員に復帰することが前提であるとの説明を受け、契約社員として職場復帰しました。ところが、正社員への復帰を申し出ると、契約期間の満了を理由に雇止めされました。そこで、労働組合に加入して復職を求める団体交渉を始めると、会社は、地位不存在確認の労働審判を提起し、審判員から復職を検討するように言われると、労働審判を取り下げ、通常訴訟を提起してきました。社長は、金銭解決するために労働審判を起こしたと豪語していたそうです。

子どもを持った母親が一旦仕事を失うと、同じ条件で仕事を見つけることはとても困難です。お金で労働者を解雇することを可能にする解雇の金銭解決制度には断固反対します。

日本労働弁護団本部 行
～解雇自由法制に反対する意見～

◇年齢・性別・業種・職種・雇用形態・職場等での地位・勤続年数など

◇ご 意 見

お名前【任意】

ご所属（労働組合名等団体名）【任意】

ご連絡先【任意】

***お寄せいただいた書面は、当事者の特定ができないよう配慮の上、当弁護団作成の冊子などでご紹介させていただきます。ご了承下さい。**